

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、牛久沼の周辺地域と東部地区の一部が土砂災害の生じる恐れがあるエリアとなっている。

(地震：地域防災計画（地震災害対策計画編）)

○当市に被害をもたらす可能性のある地震

茨城県では、東日本大震災後に検討した津波被害想定に基づく被害を想定することにより、本県の地震被害の見直しを20年ぶりに実施し、本県およびその周辺における過去の地震被害や断層の分布状況を踏まえ、県内各地域の地震被害の分布状況を勘案して、本県に大きな被害をもたらすおそれのある想定地震として、下表にある7つの地震が設定されている。

想定地震とその概要

No.	地震名	地震規模	当市の震度	想定の観点	地震動評価法	参考モデル
1	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	Mw7.3	6強	首都直下のM7クラスの茨城県南部地域に影響のある地震の被害	詳細法	内閣府(2013)
2	茨城・埼玉県境の地震 (茨城・埼玉県境)	Mw7.3	6弱			内閣府(2013)
3	F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震 (F1断層)	Mw7.1	4	県北部の活断層による地震の被害		原子力規制委員会審査委員会資料など
4	棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震 (棚倉破砕帯)	Mw7.0	4			
5	太平洋プレート内の地震(北部) (太平洋プレート(北部))	Mw7.5	5強			
6	太平洋プレート内の地震(北部) (太平洋プレート(北部))	Mw7.0	6弱	プレート内で発生する地震の被害		地震調査委員会長期評価部会での議論
7	茨城県沖から房総半島にかけての地震 (茨城県沖～房総半島沖)	Mw8.4	6弱	津波による被害		簡便法

注1：Mwは、モーメントマグニチュード

注2：地震名の下段にあるカッコ内の名称は略称

なお、想定地震の震源位置、規模等はいくまで想定であって、想定どおりの地震が発生するとは限らない。想定した地震以外にも、甚大な被害となる地震が県内またはその周辺で発生する可能性があるという認識をもつことが重要である。

(茨城県地域防災計画および茨城県地震被害想定調査報告書を参考に作成)

茨城県南部地震が発生した際の被害想定として、茨城県地震被害想定調査報告書では季節・時間帯により3つの想定がされている。

○人的被害 単位：人

季節・時間帯	死者数	負傷者数	重傷者数
【冬・深夜】	14	243	16
【夏・12時】	8	152	13
【冬・18時】	12	199	20

※重症者数は、負傷者数の内数

○建築被害 単位：棟

季節・時間帯	液状化		揺れ		土砂災害		火災	合計	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	焼失	全壊	半壊
【冬・深夜および夏・12時】	*	*	196	1,531	3	6	5	204	1,537
【冬・18時】	*	*	196	1,531	3	6	335	533	1,537

※表中の「\*」＝わずか

※集計結果の切り上げ処理等により、合計が合わない場合がある。

(その他：地域防災計画（風水害等対策計画編）)

当市は、春から秋にかけて雨の多い太平洋側の気候の特色を示し、梅雨や台風などによる大雨や強風が発生することもあるが、市域がほぼ全域台地上に位置することから、小貝川や利根川流域の近隣市町村のように大きな水害に襲われることもなく、過去にも特筆すべき風水害等の被災履歴はない。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

## (2) 商工業者の現状

- ・商工業者数 2, 402人 (平成28年経済センサス活動調査)
- ・小規模事業者数 1, 536人 (平成28年経済センサス活動調査)

### 【商工業者数の業種別内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
建設業	245	179	地域内に広く分散
製造業	121	59	〃
卸・小売業	598	355	〃
飲食店・宿泊業	284	152	〃
サービス業	1, 135	791	〃
その他	19	0	
合計	2, 402	1, 536	

## (3) これまでの取組

### 1) 当市の取組

#### ・地域防災計画の策定

牛久市第4次総合計画基本構想(案)内で「多様な世代が安心快適に住み続けられるまち」を目指し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき、牛久市防災会議を設置し、災害時の備えとして牛久市地域防災計画を策定している。

牛久市地域防災計画には、「地震災害対策計画編」、「風水害等対策計画編」により構成されており、地震災害対策計画編には、地震による災害の予防、応急対策、復旧・復興の各計画。風水害等対策計画編には、台風や大雨等による風水害の予防、応急対策、復旧・復興の各計画が示されている。

- ・防災訓練の実施
- ・防砂備品の備蓄

### 2) 当会の取組

#### (自然災害)

- ・会員被災情報の収集
- ・当市と当会における災害時の取組は、「牛久市地域防災計画」に災害時における物資の調達及び供給に関する協定を締結
- ・事業者BCP(事業継続力強化計画を含む)(以下、事業者BCPとする。)に関する国の施策周知
- ・事業継続力強化支援計画策定のための行政担当課との連携
- ・茨城県火災共済協同組合と連携した災害共済への加入促進

#### (感染症)

- ・資金調達や補助金申請、雇用調整助成金、持続化給付金、休業要請への対応など関連する施策の情報提供を行っている。臨時相談窓口として、期間を限定し夜間や休日での相談対応を行っている。

- ・イベント中止や来店客減少といった需要の急減により影響を受ける飲食店を中心とした売上回復等を目的としたテイクアウト・デリバリー応援サービスコーナーを当会ホームページ上に設置、併せて市内の飲食店の新型コロナ対策の取組やサービス内容を掲載した「うしくぐるぐる大作戦」を発行した。

## II 課題

### (商工会の課題)

- ・当市と当会における災害時の取組は、「牛久市地域防災計画」に災害時における物資の調達及び供給に関する協定を平成28年3月24日に締結しているが、その具体的な協力体制や対応に関するマニュアルが整備されていない。
- ・BCPに沿った緊急対応のトレーニングが十分になされていないため、緊急対応の知識・行動を職員に周知・教育できていない。
- ・当会には、有事の際の防災経験および訓練自体の経験が少ない職員も在籍しており、今後はハザードマップの把握をはじめとする危機管理に関する情報収集、防災意識の高揚が急務である。
- ・感染症リスクを考慮するとテレワークや遠隔地とのやりとりにおけるオンライン会議システム等の仕組みづくりが必要である。
- ・職場における感染防止対策の周知と実施の徹底、確認が必要である。

### (管内事業者の課題)

- ・管内事業者のBCPあるいは事業継続力強化計画の策定件数が十分ではなく、啓発活動の強化が必要である。
- ・事業者に向けて、地域の災害リスクに関しての周知が不足している。
- ・管内事業者には小規模事業者(特に家族のみで経営している事業者)が多く、BCPへの関心が低く、BCPに取組む意識も薄く優先順位も高くないため、防災・減災・復旧対策が不十分。
- ・当会の事業者に対する支援においても事業計画策定支援や販路開拓支援が中心になっておりBCPに関する支援は少なく支援の比重も低いいため、BCPのメリットや必要性について事業者にも周知が進んでおらず、BCPの策定支援まで繋がっていない。
- ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一斉休業や営業停止に追い込まれるリスクがある。感染症リスクに対応した支援体制を構築する必要がある。

## III 目標

- ・小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。
  - 事業継続力強化計画認定件数 3件/年
  - 各種共済・保険制度への加入推進(見直し含む) 10社/年  
(火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他)
- ・災害時における物資の調達及び供給に関する協定マニュアルについて策定し定期的に見直しを行う。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市の間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を

平時から構築する。

- ・地域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### < 1. 事前の対策 >

平成28年3月24日に市と締結した「災害時における物資の調達及び供給に関する協定」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・商工会報や牛久市広報、HP等において、国の施策紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組を推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。策定支援にあたっては、下記の事業を行う。
  - 小規模事業者を対象としたBCP（事業継続力強化計画）策定セミナー 1回/年
  - 小規模事業者を対象とした個別支援（専門家派遣・相談会） 1回/年
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・ワクチン接種、PCR・抗体検査が行える病院等を事業者へ周知する。

#### 2) 商工会自身の事業継続計画の策定

- ・当会は令和3年度までに作成。

#### 3) 関係団体等との連携

- ・損害保険会社等を通じ、市内事業者を対象に啓発セミナーや保険の紹介等を実施する。また、関係機関へのポスター掲示やリーフレット設置を依頼する。
- ・茨城県内の事業者向けに災害共済の普及を推進する茨城県火災共済協同組合と共同で本事業を実施する。当組合は地域毎に担当制を設け、市内を適宜巡回しているため、当地域の実情を把握している。また、地域事業者からの一定程度の認知があり、当支援計画を踏ま

えた上での災害共済の普及促進が可能である。共済などの重要性を認識することで、災害時に必要な復旧額が判明し、災害時の備えとなる計画策定に繋げる。さらに、経営指導員の巡回時も当組合が有する災害共済メニュー(主に火災共済、地震保険等)を紹介することで、より一層の災害共済の推進を図る。

- ・ 当会主催の BCP セミナーなどを共同で開催し、セミナー内で災害共済の内容の説明を行うことで、災害時の早急な復旧に向けた備えの重要性を説き連携を図る。
- ・ 当会は、当市との協定に基づき、被災者及び被災地域に対して、災害発生後スムーズな供給調達ができるように、市に対して市内事業者について情報提供を行う。(対象事業者：飲料水生活用水の供給・食料の調達・重機の調達・医薬品の輸送・医療の提供・建設土木工事や電気工事などの応急対策業務・燃料の提供・物資の輸送・災害活動用資材の提供・生活必需品の提供などを行う事業者)
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。

#### 4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況を確認する。
- ・ 事業者 BCP(事業継続力強化計画等)策定支援の進捗につき、経営指導員が巡回窓口等で確認し随時必要な場合には、専門家を交えるなどフォローを行う。
- ・ (仮称)牛久市事業継続力強化支援協議会(構成員：当会、当市)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害(震度6強の地震)が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

### < 2. 発災後の対策 >

#### ◆大規模自然災害

- ・ 自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

##### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。  
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市で共有する。)

##### 2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
(豪雨における例)職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、3日以内に当市・県連と情報共有する。

被害規模	被害の状況	想定する応急対策
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・ 地区内の 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。</li> <li>・ 被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは、交通網が遮断されており、確認できない。</li> </ul>	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 ④復興支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・ 地区内の 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。</li> </ul>	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握
ほぼ被害はない	目立った被害の情報がない。	特に行わない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヵ月	1週間に2回共有する
1ヵ月以降	1週間に1回共有する

#### ◆感染症の世界的大流行（パンデミック）

感染症の世界的大流行（パンデミック）が発生した場合は、以下の手順で対応する。

##### 1) 管内事業者に対するリスクの周知

・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

##### 2) 管内事業者の被害状況の確認等

・当市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。  
 ・当会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

##### 3) 被害情報の共有

・当市と当会は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に1回共有する



国内感染期	2日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に1回共有する

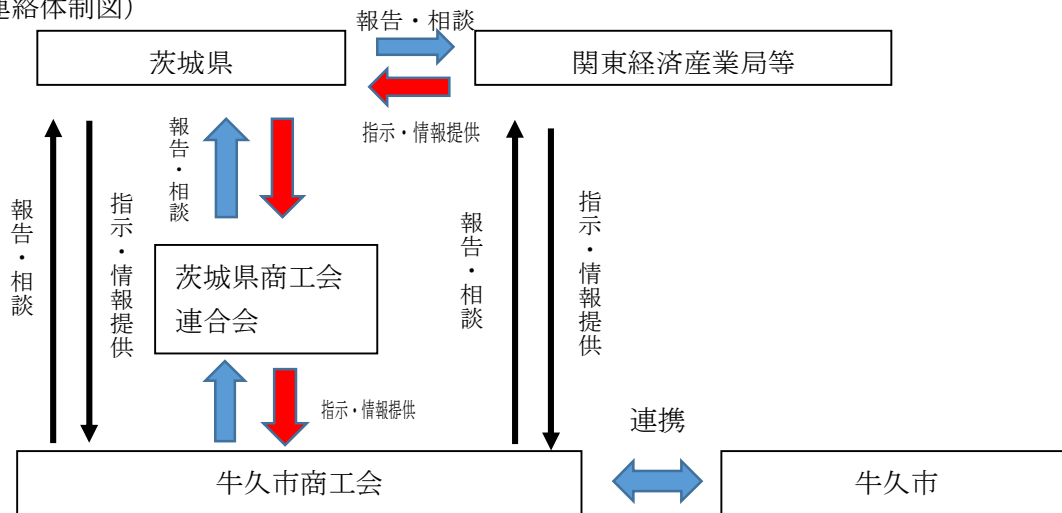
#### 4) 被害情報の報告

- ・ 当市と当会とで情報を共有した上で、当市においては県が定める期日までに県へ報告する。また、当会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報を迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構成する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことの可否について検討する。
- ・ 当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当市が共有した情報を、茨城県の指定する方法にて当会又は当市より茨城県へ報告する。

(連絡体制図)



(被害状況様式) 茨城県産業戦略部災害対応マニュアル様式

産業戦略部関係団体の被害状況																																																													
									団体名称																																																				
									報告者																																																				
									電話番号																																																				
<p>○関係団体の被害の概要</p> <table border="1"> <tr> <th>人的被害</th> <th>物的被害</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td>死傷者、被害者の被害の概要を記載</td> <td>所有土地、建物、設備、商品等被害の概要を記載</td> <td>町会等以外の被害の概要(例えば、道路封鎖被害が無くても、関係部署等が被害を受けたことより、交通経路に被害が発生した場合は)</td> </tr> </table>										人的被害	物的被害	その他	死傷者、被害者の被害の概要を記載	所有土地、建物、設備、商品等被害の概要を記載	町会等以外の被害の概要(例えば、道路封鎖被害が無くても、関係部署等が被害を受けたことより、交通経路に被害が発生した場合は)																																														
人的被害	物的被害	その他																																																											
死傷者、被害者の被害の概要を記載	所有土地、建物、設備、商品等被害の概要を記載	町会等以外の被害の概要(例えば、道路封鎖被害が無くても、関係部署等が被害を受けたことより、交通経路に被害が発生した場合は)																																																											
<p>○被災中小事業者の被害状況詳細(関東経済産業局への報告に際したものを)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th rowspan="2">業種</th> <th rowspan="2">事業形態</th> <th rowspan="2">業種</th> <th rowspan="2">従業員数(人)</th> <th rowspan="2">従業員数(人)</th> <th colspan="2">土地</th> <th colspan="2">建物</th> <th colspan="2">事業用資産の被害状況</th> <th rowspan="2">被害額(千円)</th> <th rowspan="2">従業員対被害額(千円)</th> </tr> <tr> <th>面積(㎡)</th> <th>被害額(千円)</th> <th>面積(㎡)</th> <th>被害額(千円)</th> <th>商品、原材料、仕掛品等</th> <th>被害額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>例</td> <td>●市</td> <td>A</td> <td>茨城産業(株)</td> <td>倉庫加工 工業</td> <td>5</td> <td>20,000</td> <td>100</td> <td>200</td> <td>100</td> <td>200</td> <td>100</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>470</td> <td>124</td> </tr> <tr> <td colspan="15">計</td> </tr> </tbody> </table>										No	所在地	業種	事業形態	業種	従業員数(人)	従業員数(人)	土地		建物		事業用資産の被害状況		被害額(千円)	従業員対被害額(千円)	面積(㎡)	被害額(千円)	面積(㎡)	被害額(千円)	商品、原材料、仕掛品等	被害額(千円)	例	●市	A	茨城産業(株)	倉庫加工 工業	5	20,000	100	200	100	200	100	200	200	470	124	計														
No	所在地	業種	事業形態	業種	従業員数(人)	従業員数(人)	土地		建物								事業用資産の被害状況		被害額(千円)	従業員対被害額(千円)																																									
							面積(㎡)	被害額(千円)	面積(㎡)	被害額(千円)	商品、原材料、仕掛品等	被害額(千円)																																																	
例	●市	A	茨城産業(株)	倉庫加工 工業	5	20,000	100	200	100	200	100	200	200	470	124																																														
計																																																													

1. 被害額は以下の部分による  
 A. 事業用建物等の延床面積の10%以上の半壊、倒壊、消失又は消失したものを。  
 B. 事業用建物等の延床面積の10%以上の4%未満に半壊、倒壊、消失又は消失したものを。  
 C. 事業用建物等の延床面積の10%以上の30%未満に半壊、倒壊、消失又は消失したものを。事業用建物等の延床面積の95%以上かつ半壊30㎡以上1㎡未満のもの。  
 D. AからCに該当しない箇所。  
 2. 被害額は、被害額、被害、被災状況を考慮して算定する。  
 3. 事業用資産の被害額は次の基準により算定するものとする。  
 ・土地、建物については半壊以上を被害額とするものとする。ただし、半壊の程度が半壊以上の被害額を算定し、被害額は、被害額を算定した額とする。  
 ・備品設備等については、被害額を算定し、被害額は、被害額を算定した額とする。  
 ・商品等については、半壊以上を以下に定める一定の被害率を算定し、被害額は、被害額を算定した額とする。  
 【被害率】  
 ・被害額Aの被害・・・増設設備等 80%(火災の被害100%)、在庫品 80%(火災の被害100%)  
 ・被害額Bの被害・・・増設設備等 80%(火災の被害100%)、在庫品 60%(火災の被害100%)  
 ・被害額Cの被害・・・増設設備等 20%(火災の被害100%)、在庫品 20%(火災の被害100%)  
 ・被害額Dの被害・・・増設設備等 8%(火災の被害20%)、在庫品 10%(火災の被害20%)  
 【被害率】  
 ・経済年数が1～5年の場合、75%  
 ・経済年数が6年以上の場合、70%  
 【設備等】  
 ・被害額によって被害率を算定した額とする。  
 ・工業にあっては、車間距離の1%  
 4. 設備の用途欄には、設備、半壊、倒壊、消失等の別を記載すること。

#### < 4. 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する。(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や県、市等の施策)について、地区内の小規模事業者等へ周知する。

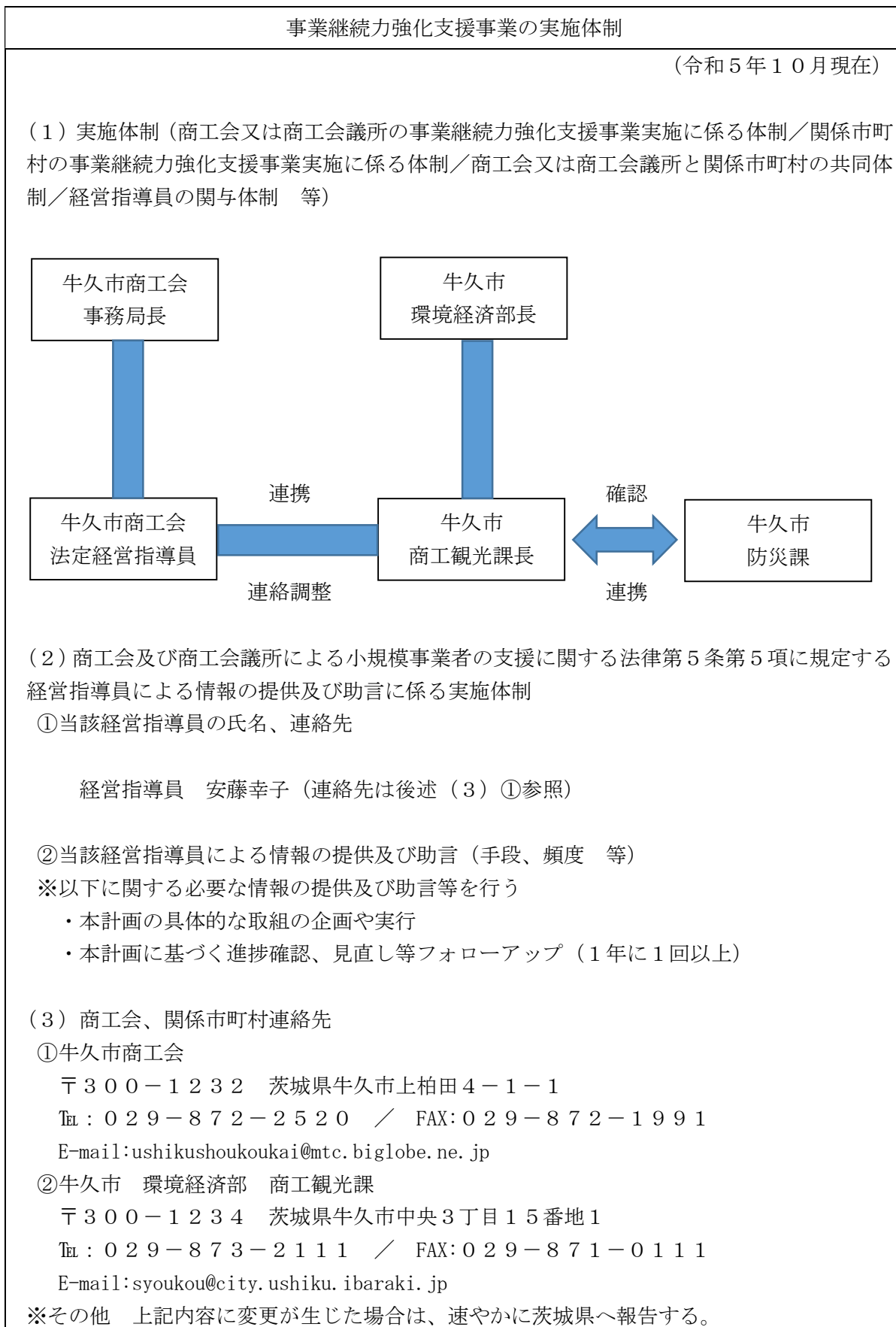
#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・茨城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を茨城県等に相談する。

※その他、上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	350	350	350	350	350
・セミナー開催費	150	150	150	150	150
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・パンフ・チラシ 作成費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、牛久市補助金、茨城県補助金、事業収入 他
ただし、専門家派遣・セミナー開催等で連携する損害保険会社が無償で派遣承諾頂いたときは、当該経費が減額になる場合がある。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携者なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等